亀山市まちづくり基本条例推進計画

(平成24年度~平成25年度)

≪目次≫

1.計画の概要		1_
(1)計画策定の趣旨	1	
(2)計画の期間	1	
	1	
2. 実施計画		2
(1)実施計画の構成	2	
(2)個別事業計画	3	

1. 計画の概要

(1)計画策定の趣旨

本市においては、平成22年4月1日に亀山市まちづくり基本条例を施行し、市民、議会及び執行機関が互いに 尊重し、協働してまちづくりに取り組むこととしました。この条例の目的である「新たな自治の確立を図り、もっ て亀山市らしいまちを実現しさせるため、亀山市まちづくり基本条例推進計画を定めるものです。

なお、条例第19条において市長の推進義務を定めており、本計画はそれを具現化するものとして位置づけています。

(2)計画の期間

本計画の計画期間は、平成24年度から平成25年度の2カ年とします。

(3)計画の管理

①計画の進捗

本計画の進捗状況は、条例第20条に基づく亀山市まちづくり基本条例推進委員会へ毎年度報告するものとします。

②計画の変更

本計画の変更は、諸情勢の変化等により、必要となる場合について、計画期間内において適宜行います。

③計画の評価

本計画の評価は、毎年度の各個別事業計画書に基づく取り組み内容を、PDCAマネジメントサイクルに基づき、評価を行います。

なお、評価にあたっては、推進委員会へ評価報告書を提出するものとします。

2. 実施計画

(1) 実施計画の構成

実施計画は、個別事業単位に編成し、事業名、担当部署、事業概要、事業実施スケジュール、取組目標の5つの要素により構成するものとします。このうち、事業概要、事業実施スケジュール、取組目標の概要は次のとおりです。

①事業概要

各個別の事業について、取組を行う必要性と、主な取組の内容について記載しています。

- ②事業実施スケジュール 適切な事業の進行管理を行うため、当該事業において実施する具体的な内容を進めるタイムスケジュールを 明らかにするものです。
- ③取組目標

当該事業を実施し、各年度において到達することを目指す目標を明らかにします。この達成状況を評価における一つの指標とします。

(2)個別事業計画

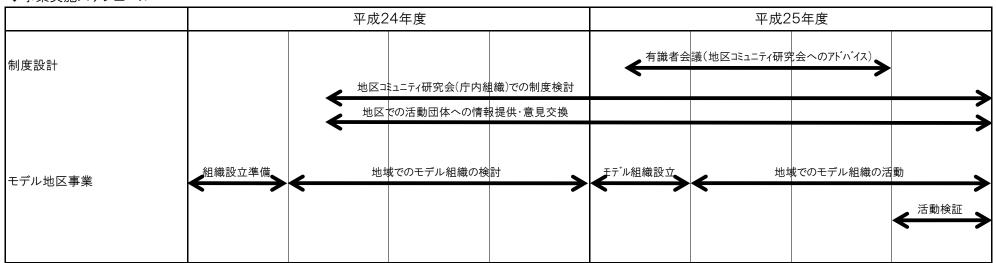
事	業		名	地域コミ	ュニティのしくみづくり支援事業
担	当音	部	署	市民部	市民相談協働室

◆事業概要

自分たちの住む地域を自分たちで創りあげる自立した地域コミュニティ活動を促進するため、多様な主体による地域の包括的な議論のしくみづくりやその主体的な活動を支援します。

この地域コミュニティのしくみづくりに対する支援をどのようなしくみとするかについて、平成24年度から平成25年度の2カ年をかけ、地区コミュニティ研究会で制度に関する検討を行います。この検討にあたっては、地域活動団体への情報提供・意見交換や、有識者による検討会議からのアドバイスを受けながら進めます。また、この新たな地域コミュニティの活動に対する支援のしくみづくりと並行し、市内に2地区でのモデル地区を設定し、地域自身での地域コミュニティの枠組みづくりを進め、平成25年度において、実際の活動を行い、その検証を進めます。

◆事業実施スケジュール



年度	項目	目標値
平成24年度	モデル地区事業の取組地区数	2地区
平成25年度	新たな地域づくり支援のしくみづくり	制度設計完了

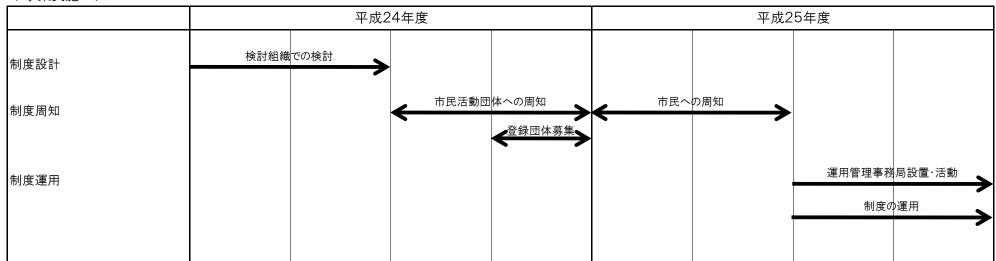
事	業	名	市民活動応援事業
担	当 部	署	市民部 市民相談協働室

市民活動団体の自立や活性化を促進するため、まちづくりのパートナーとして支援するとともに、市民一人ひとりが市民活動を応援できるしくみとして地域通貨を用いた市民活動の応援制度を導入します。

平成24年度においては、市民や有識者を交えた検討組織で市民一人ひとりが市民活動を応援することのできる制度の整備を行います。また、市民活動団体に対し 周知を行い、地域通貨活用団体としての登録に向けた諸準備を進めます。

平成25年度においては、市民に対する周知を行うとともに、市民活動応援制度の運用管理事務局を設置し、制度の運用を開始します。

◆事業実施スケジュール



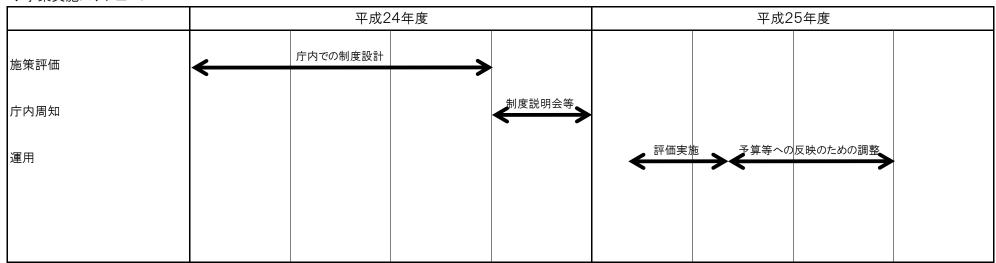
年度	項目	目標値
平成24年度	制度設計	H24. 9完了
平成25年度	運用	H25. 10開始

事	業	名	施策評価の導入
担	当 部	署	企画部 企画政策室

これまで、総合計画のより一層の推進のため、平成19年度以降、行政評価(事務事業評価)を行ってきました。今後もこの事務事業評価を継続的に進めるとともに、 総合計画の推進という目的をより進めるため、事務事業を個々に評価するこれまでの行政評価をステップアップし、より高次の目的となる施策を評価する施策評価を導 入します。

施策評価の評価単位は、後期基本計画に掲げる35の基本施策を対象とし、平成24年度においては、事務事業評価と連動した施策評価を行う詳細な手法を確立 するとともに庁内での周知を行い、平成25年度以降において、平成24年度以降の施策評価を実施します。

◆事業実施スケジュール



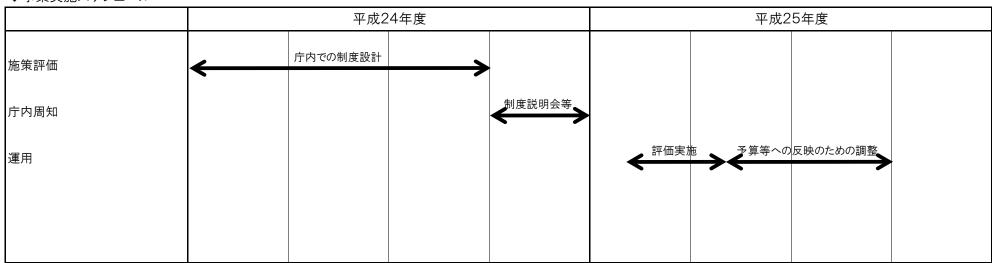
	年度	項目	目標値
平成24年度 施策評価の制度設計		H24. 12完了	
3	平成25年度 施策評価の実施		評価実施

事	業	名	事務事業評価対象の拡大
担	当 部	署	企画部 行政改革室(企画政策室)

これまで、主要事業に限定して実施してきた事務事業評価と、すべての事業を対象としてきた事業仕分けを実施し、市の実施する事務事業の見直しなどを進めてきました。こうした取り組みをさらに進め、行政事務の最適化を進められるよう、行政の行うすべての事務事業を対象とした事務事業評価を導入します。

従来から事務事業評価を行ってきた主要事業については、その手法を継続実施していくとともに、平成24年度において、新たに対象となる事務事業(標準予算事業) の評価手法等を検討し、全ての事務事業の評価する手法を整備するとともに庁内での周知を行います。なお、この手法による実際の事務事業の評価については、平成 25年度以降において実施します。

◆事業実施スケジュール



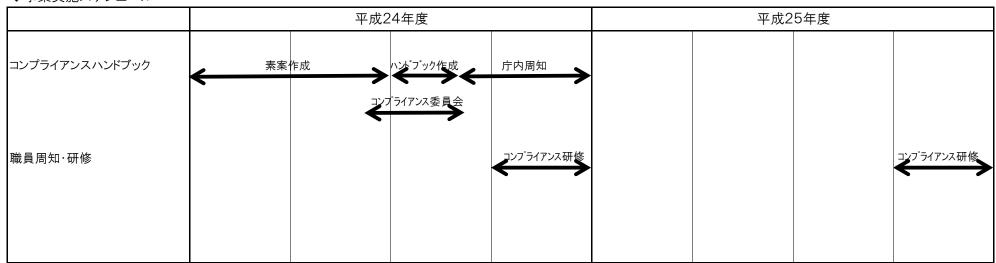
年度	項目	目標値
平成24年度	標準予算事業の評価制度設計	H24. 12完了
平成25年度	標準予算事業の評価実施	評価実施

事	業	名	職員コンプライアンス意識啓発事業
担	当 部	署	総務部 法制執務室(人材育成室)

本市では、第1次亀山市総合計画の前期基本計画においてコンプライアンスに対する考え方を示し、平成20年度にコンプライアンスに関する各種規程を定め、その 適切な運用に取り組んでいます。しかし、平成22年度に実施したコンプライアンスに関する職員意識調査結果では、公益通報制度及び公職者からの要望等の取扱に 対する理解度が低い状況にあり、職員の制度に関する理解を深める取り組みが必要であります。

そうしたことから、職員のコンプライアンスに関する理解を深め、各種規程を適切に運用できるよう、コンプライアンスハンドブックを作成するとともに、継続的な職員への 研修等を実施します。

◆事業実施スケジュール



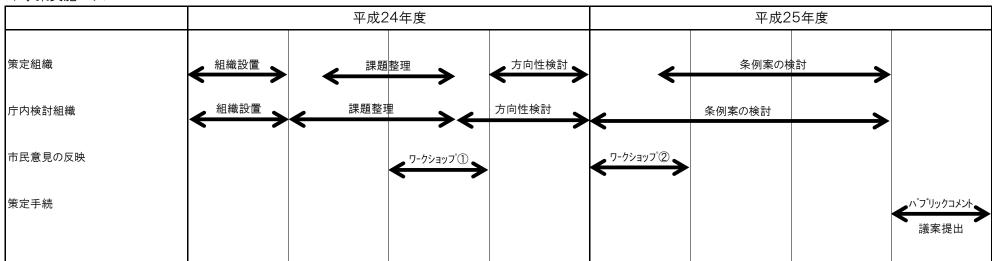
年度	項目	目標値
平成24年度	コンプライアンスハンドブックの作成	H24. 12完成
平成25年度	職員研修の実施	1回以上

事	業	名	(仮称)。	人権を尊重する条例策定事業
担	当 部	署	文化部	共生社会推進室

本市では、平成18年に人権尊重都市宣言を行い、すべての市民の基本的人権が尊重される明るい地域社会の確立に向けた取り組みを進めていますが、人権に関する新たな問題や、その多様化・複雑化が課題となっています。

そうした状況のなか、市民が人権に関する認識を深め、互いに尊重し合うことなど、本市の人権に関する考え方を明らかにするため、人権尊重都市宣言の理念を尊重した「(仮称)人権を尊重する条例」を制定します。なお、この条例策定の過程において、高齢者、障がいのある人や子どもの権利など幅広い人権についての検討を行うものとします。

◆事業実施スケジュール



年度	項目	目標値
平成24年度	条例の方向性決定	H25. 3決定
平成25年度	条例制定	H26. 3制定